

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	3
4 計画策定の経緯	3
5 男女共同参画をめぐる社会の動き	4
第2章 度会町の男女共同参画の現状と課題	7
1 統計データからみる度会町の現状	8
2 アンケート調査結果からみる状況	11
3 その他調査結果からみる現状	19
4 度会町における男女共同参画の取組状況	25
5 男女共同参画推進に向けた指標の達成状況	28
第3章 基本的な考え方	31
1 基本理念	32
2 計画の基本目標	33
第4章 施策の内容	35
基本目標1 男女共同参画意識の啓発	36
基本目標2 多様な性が認められ、活躍できる地域・社会づくり	39
基本目標3 性別を問わず働きやすい環境づくり	43
第5章 目標指標	47
1 目標指標	48
第6章 計画の推進	51
1 計画の進行管理	52
2 計画の進め方	52
資料編	53
1 用語解説	54
2 度会町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱	56
3 策定経過	57
4 委員名簿	58



第1章
計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

社会経済のグローバル化やライフスタイルの変化などにより、人々の意識は大きく様変わりしてきています。性別による役割分担意識の解消や男女の生き方、暮らし方などに対する世界の標準的な考え方や意識が若い世代を中心に定着してきています。男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮でき、ともに充実した働き方や家庭生活を送ることができる社会が求められています。

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会について「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。

国においては、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定し、この法律の趣旨を盛り込んだ「第4次男女共同参画基本計画」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めてきました。一方、同年9月には、国連において「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」が決定され、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会が掲げられ、男女共同参画の推進についてスピード感が求められています。このため、国において、SDGs達成に向けた「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に策定されました。

度会町（以下、本町という）では、平成26年3月に「度会町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を展開してきました。平成31年3月には、同計画の見直しを行うとともに、新たに「女性活躍推進法」に基づく推進計画として位置づけて改訂を行いました。さらに、SDGsの考えを盛り込んだ国の施策動向や社会環境の変化等を踏まえ、本町において男女共同参画社会の実現をさらに推進するため、「第2次 度会町男女共同参画基本計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2 計画の位置づけ

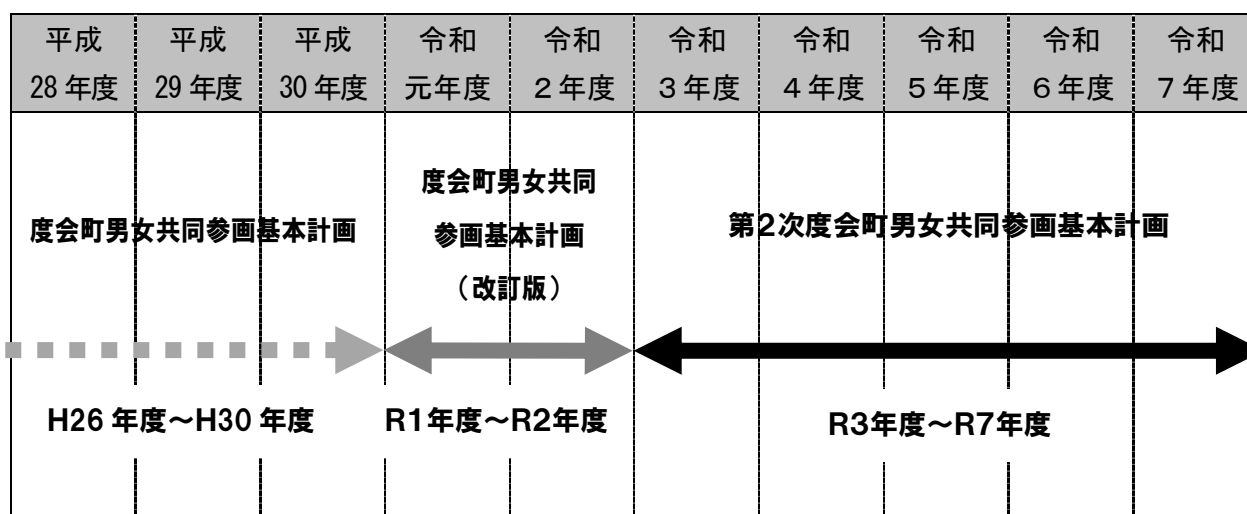
本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、本町が男女共同参画社会の実現に向けて実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画（第5次）」および県の「第3次三重県男女共同参画基本計画」を踏まえ、「第7次度会町総合計画」をはじめ、本町における関連計画との整合性を図りました。

また、基本目標3は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけ、基本目標2-（3）は、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく基本計画と位置づけます。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度を初年度とし、目標年度を令和7年度とする5年間とします。ただし、社会情勢の変化等を見極めながら、必要に応じ見直しを検討するものとします。



4 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、令和元年12月に実施した「度会町のまちづくりに関するアンケート調査」において、男女共同参画に関する意見を聴くとともに、「度会町男女共同参画基本計画策定委員会」において検討を重ねました。また、令和3年2月15日から3月2日にかけてパブリックコメントを実施し、本計画案について住民の意見を聴取しました。

5 男女共同参画をめぐる社会の動き

(1) 世界の動き

平成 27 年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能な開発目標（SDGs）が示されました。SDGs は 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、目標 5 として「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保することが示されています。このほか、女性に対する差別の撤廃や、暴力の排除、女性のエンパワーメント促進などの考えも示されています。

令和元年 12 月に世界経済フォーラムが公表したジェンダーギャップ指数 2020 によると、日本は世界 153 か国中 121 位となっています。

(2) 国の動き

国では、平成 15 年に男女共同参画推進本部において「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度になるよう期待する」という目標が設定されました。その目標の達成に向け、男女共同参画社会基本法に基づいてポジティブ・アクション（積極的改善措置）をはじめとする様々な取組を進めた結果、社会全体で女性の活躍が広がり、社会は大きく変わり始めています。平成 27 年 8 月には、女性の採用や登用、能力開発を推進するため、「女性活躍推進法」が成立し、国・地方公共団体および企業等（対象が常時雇用労働者数 301 人以上から 101 人以上に拡大）に事業主行動計画の策定が義務づけられました。

また、平成 30 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が議員立法で成立し、衆議院・参議院・地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等になるようめざすことや、国や地方公共団体の責務等が定められました。

平成 27 年 12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定し、将来指導的地位に成長していく女性を着実に増やす取組が進められてきましたが、SDGs の実現に向けた取組が世界各国で進められるなか、あらゆる分野における男女共同参画を一層推進するため、令和 2 年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定にあたっては、以下の現状および課題が踏まえられています。

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- ② 人口減少社会の本格化と未婚・単身世帯の増加
- ③ 人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- ④ 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- ⑤ デジタル化社会への対応（Society5.0）
- ⑥ 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- ⑦ 頻発する大規模災害
- ⑧ SDGs の達成に向けた世界的な潮流

(3) 三重県の動き

平成 28 年5月に開催された伊勢志摩サミットにおいて、「女性の活躍推進」が主要議題の一つとして議論されたことを受け、平成 28 年9月に「Women in Innovation Summit (WIT) 2016」を開催し、女性活躍推進の動きを加速することを宣言しました。平成 29 年には「第2次三重県男女共同参画基本計画」を改定し、「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画としても位置づけられました。また、世界や国の動向を踏まえ、令和3年3月には、「第3次三重県男女共同参画基本計画」を策定しています。

平成 26 年9月に「女性の活躍推進三重県会議」を設置し、各企業における女性の活躍推進の機運を醸成し、女性が活躍できる環境整備を進めるための活動を展開しています。令和元年度より、女性活躍につながる企業の優良事例を公募・顕彰する「チェンジ・デザイン・アワード」を実施するとともに、女性リーダーを育成する「みえの女性リーダー育成講座『みえたま塾』」を開講しています。平成 30 年には、「HeForShe」(ジェンダー平等について、女性だけでなく男性も一緒に考え、行動することを呼びかける社会連帯運動)への賛同セレモニーを開催し、国連女性機関 (UN Women) と連携した取組を行っています。

また、社会経済のグローバル化に伴う価値観やライフスタイルの多様化が進むなかで、互いに違いを認め合う社会の実現に向けて、平成 29 年に「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く(きらり)、多様な社会へ～」を策定し、性別や年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認など多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む決意を表明しました。平成 31 年2月には、県職員向けのガイドライン「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン～LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認(SOGI)について理解を深め、行動する～」を作成し、職員研修等を通じて浸透を図っています。

さらに、令和3年3月に、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を制定し、性的指向や性自認が多様であることについての理解を広げ、多様性を認め合う社会に向けて県全体で取組を推進しています。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、働き方や暮らし方は大きく様変わりしています。人と人との一定の距離（ソーシャルディスタンス）の確保や「密閉・密集・密接」の3つの「密」の回避、マスクの着用、手洗い等の感染対策の継続など、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の定着が求められています。緊急事態宣言解除後も、多人数での飲食や遠方への旅行を控える傾向があることに加え、通勤ラッシュを避けた時差出勤や、ICTを活用したテレワーク（在宅勤務）なども推進され、働き方や暮らし方は変化を余儀なくされています。

また、感染防止対策による外出自粛等が社会経済活動に与えた影響は大きく、女性の就業が多い非正規雇用労働者や宿泊、飲食サービス業等の雇用への影響が懸念されています。また、生活不安やストレスによるドメスティック・バイオレンス（DV）や性暴力の増加・深刻化が懸念されています。

新型コロナウイルス感染症は今後も社会全体に大きな影響を与え続けると考えられることから、男女共同参画社会の実現への影響について注視していく必要があります。



第2章

度会町の男女共同参画の現状と課題

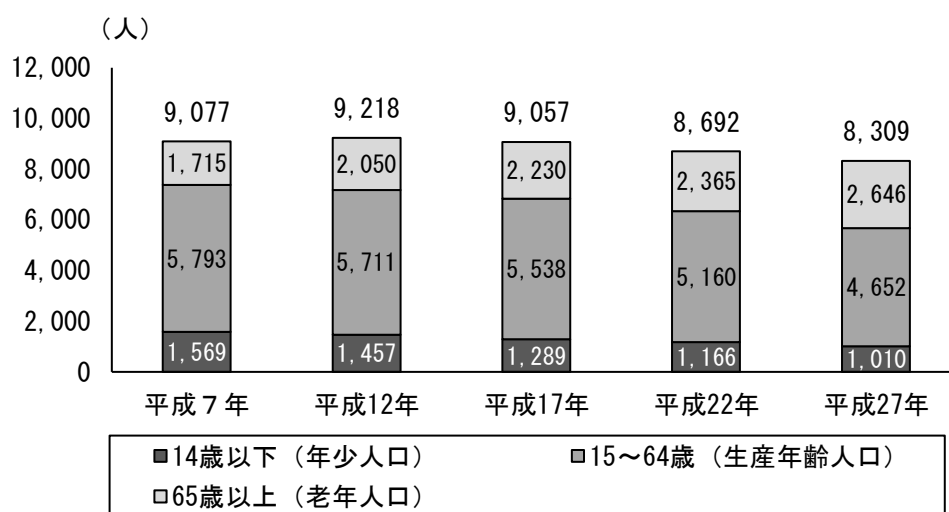
1 統計データからみる度会町の現状

(1) 人口の状況

本町の人口は、平成7年から平成12年にかけて増加していますが、その後減少し、平成27年の人口は8,309人となっています。年齢別人口では、65歳以上の老年人口は増加していますが、14歳以下の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少しています。

男女別人口構成の状況を見ると、女性は85歳以上が最も多く、次いで65～69歳となっています。男性は65～69歳が最も多く、次いで60～64歳となっています。

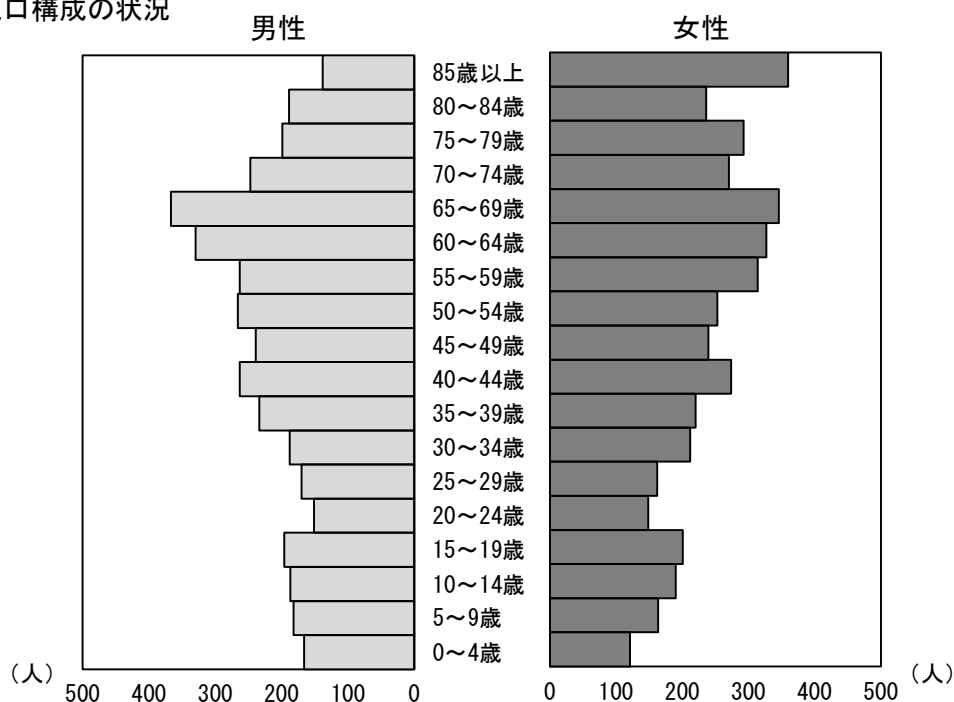
■年齢3区分別人口の推移



※総人口は年齢不詳含む

資料：国勢調査

■男女別人口構成の状況

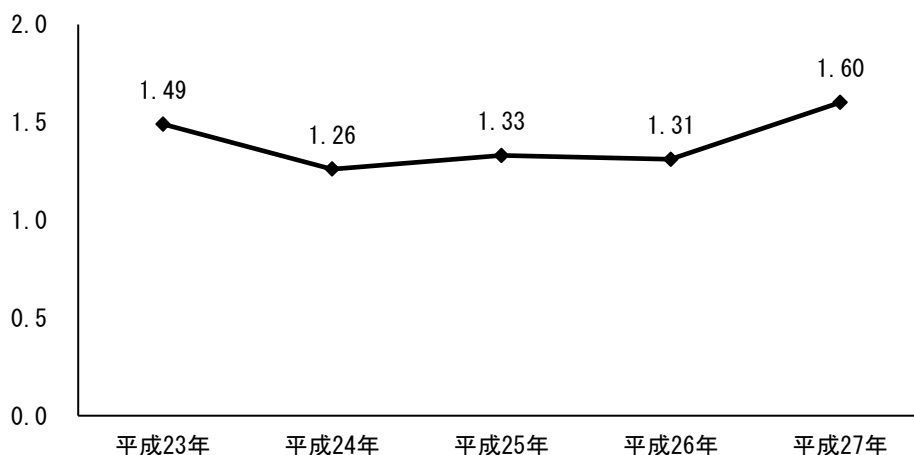


資料：国勢調査（平成27年）

(2) 出生率の状況

合計特殊出生率については、平成27年は1.60で、前年に比べて0.29ポイント、平成23年に比べて0.11ポイント上昇しています。

■合計特殊出生率の推移



資料：三重県・スマイルデータ 29～市町毎の結婚に関する統計と住民意識

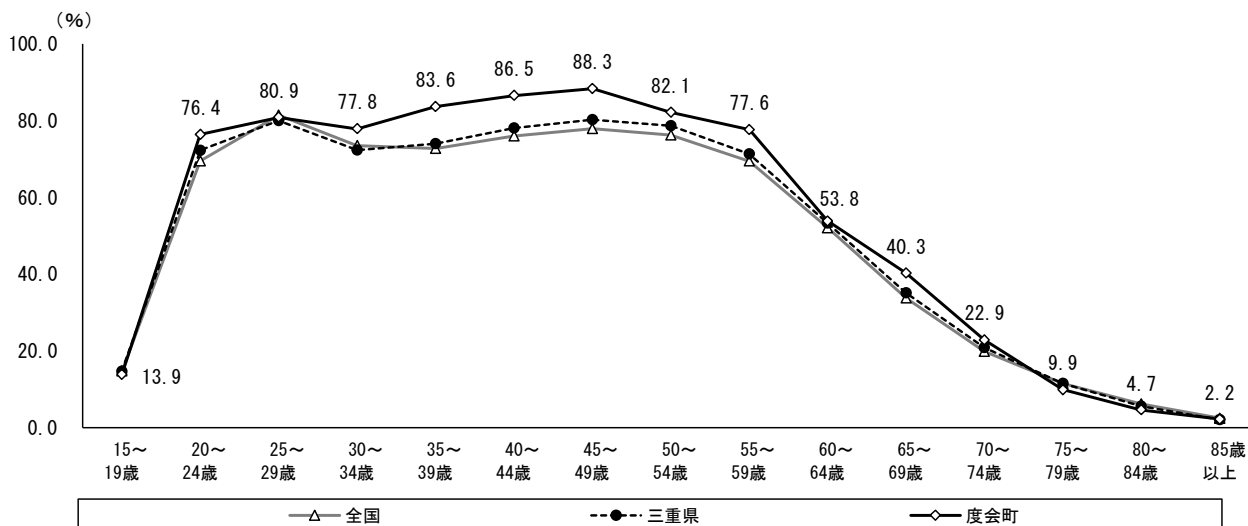
※合計特殊出生率・・・15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を推計したものの。

(3) 労働力率

女性の5歳階級別労働力率については、30～34歳で落ち込むM字カーブの傾向はあるものの、全国や三重県と比較すると落ち込みはゆるやかとなっています。各年代での労働力率も、全国や三重県よりも高い傾向にあります。

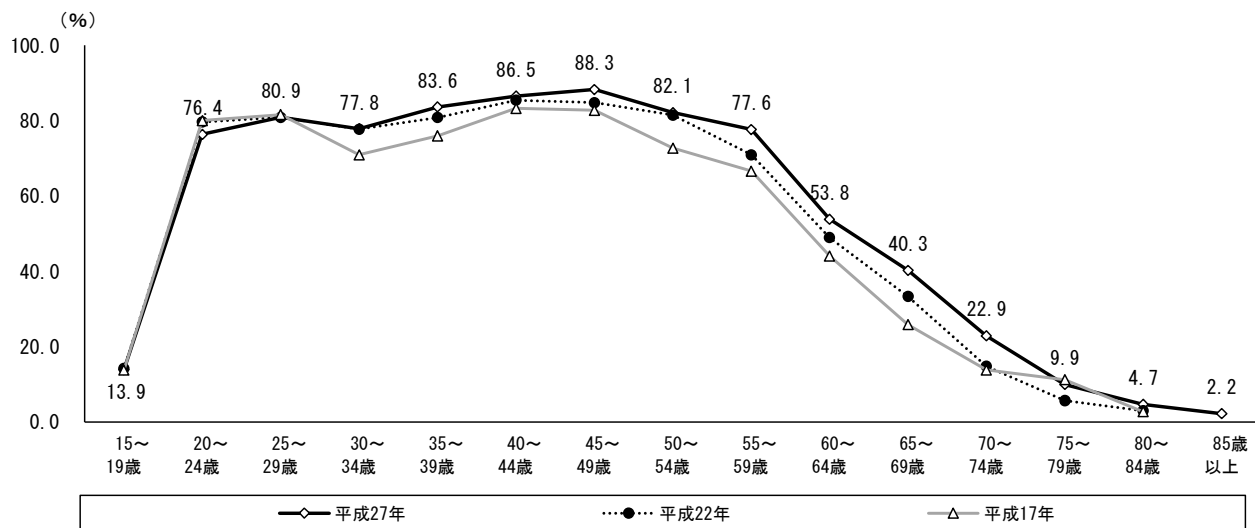
平成17年からの推移をみると、労働力率は各年代ともやや高くなっています。

■女性の5歳階級別労働力率（平成27年・全国、三重県、度会町）



資料：国勢調査（平成27年）

■女性の5歳階級別労働力率の推移



資料：国勢調査

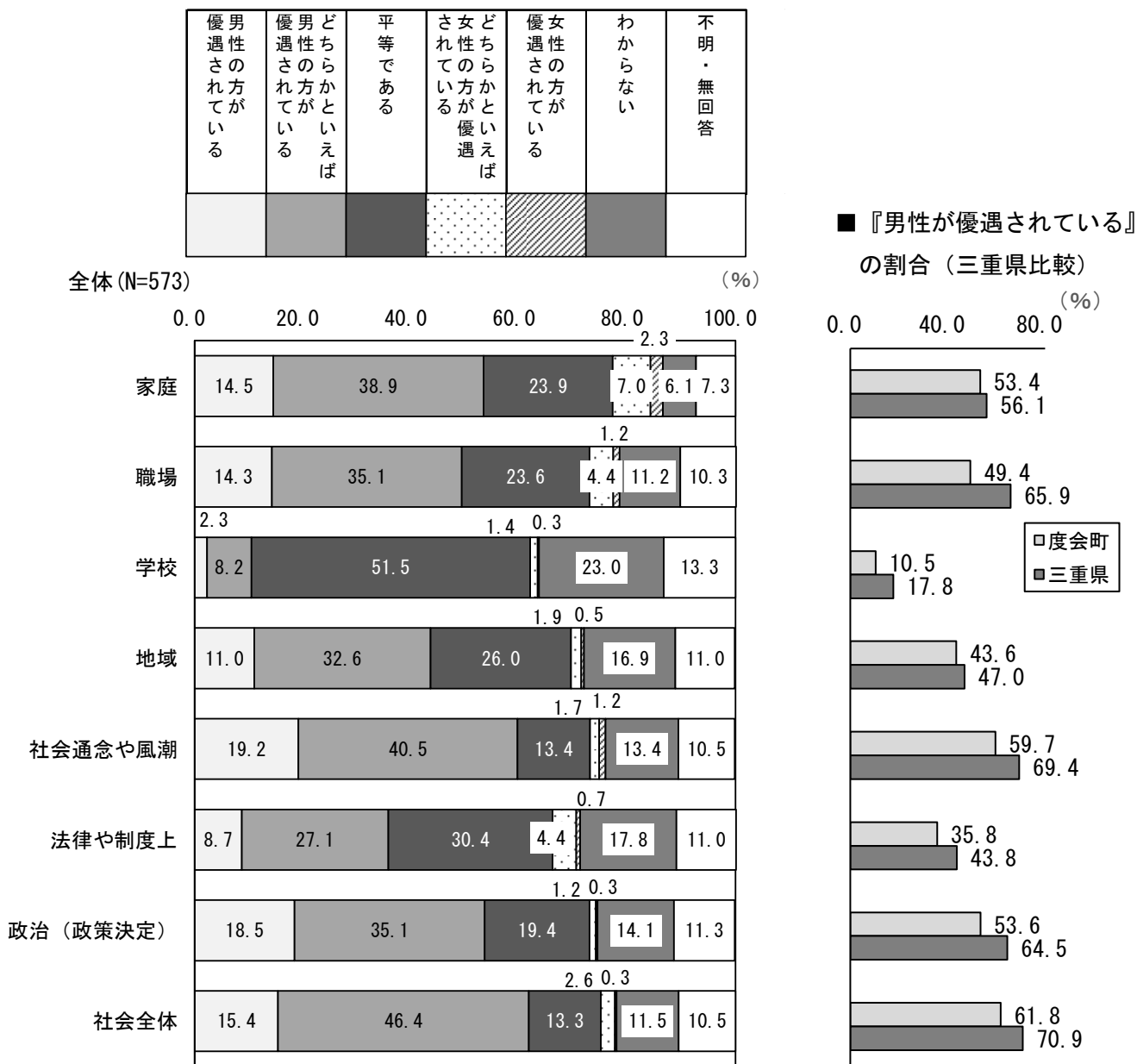
2 アンケート調査結果からみる状況

「第7次度会町総合計画」および「第2期度会町総合戦略」の策定にあたり、令和元年12月1日から12月13日まで、18歳以上の住民1,000人を対象にアンケート調査を実施し、男女共同参画に対する意識について伺いました。回収数は573件、回収率は57.3%でした。

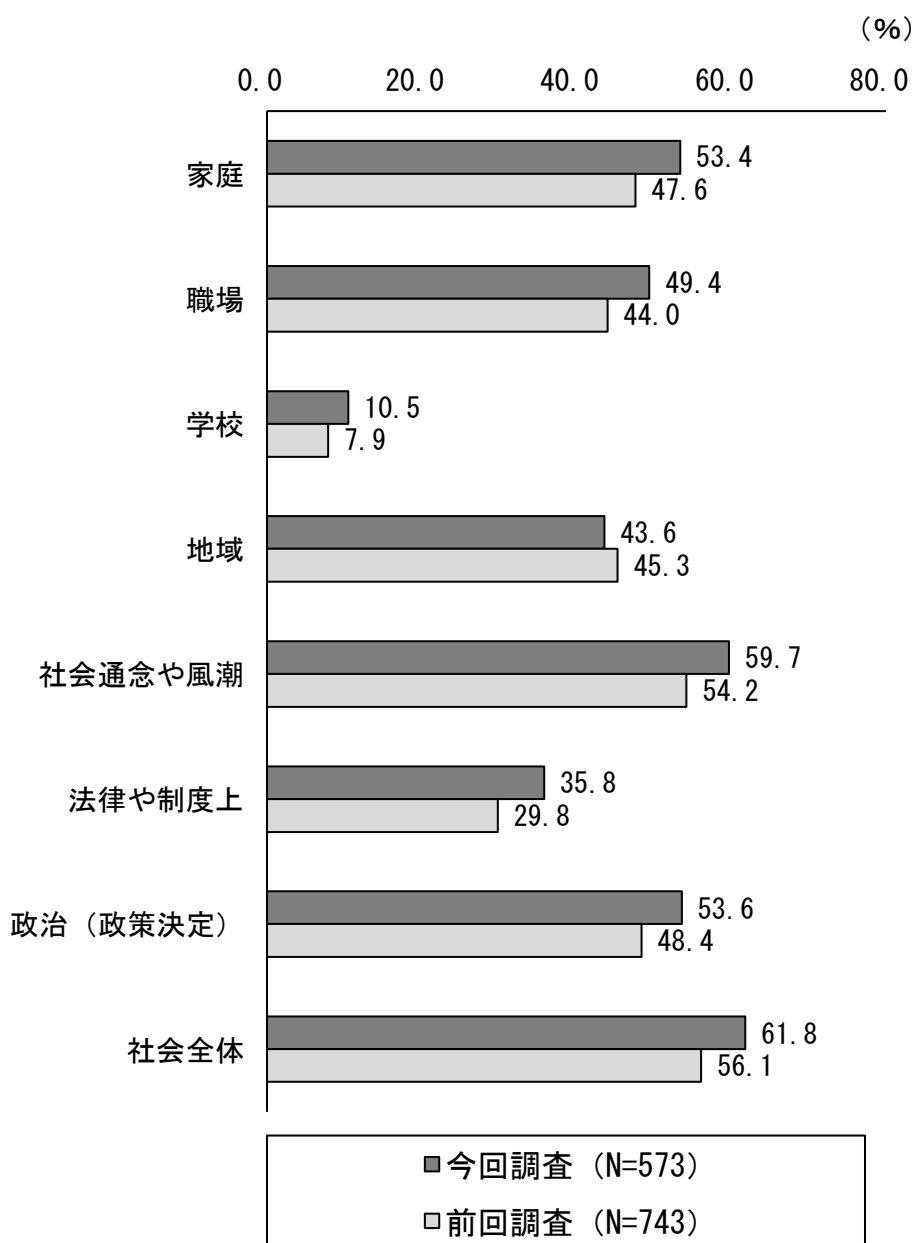
(1) 社会における各分野での男女の地位

社会における各分野での男女の地位について、『男性が優遇されている』（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）の割合は、「社会全体」が最も高く、次いで「社会通念や風潮」となっています。

『男性が優遇されている』割合について、三重県調査と比較すると、いずれの項目も本町のほうが低くなっています。平成23年の前回調査と比較すると、「地域」を除いた項目で前回調査時よりも高くなっています。



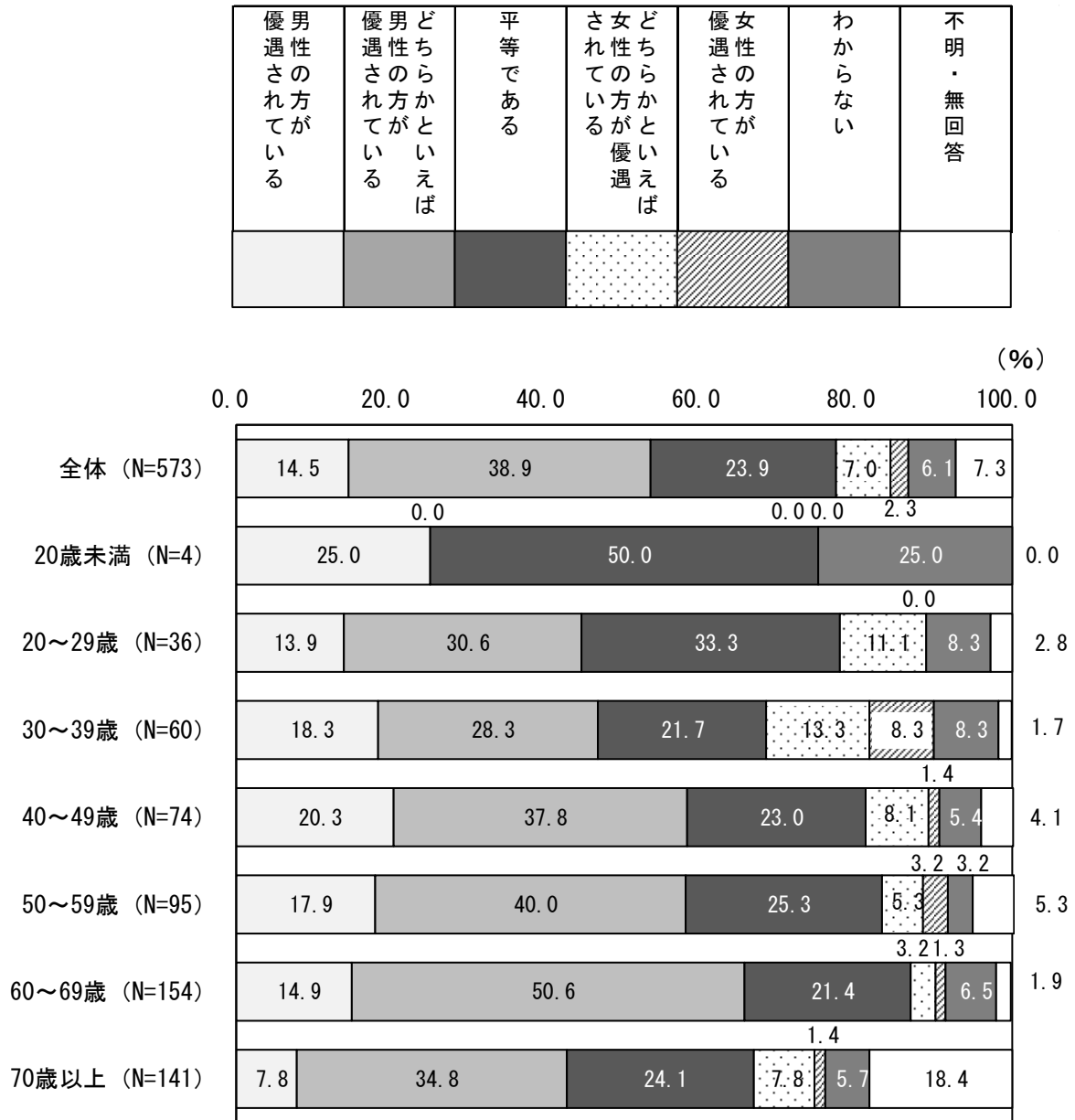
■『男性が優遇されている』の割合（前回比較）



※前回調査：「男性の方が非常に優遇されている」「女性の方が非常に優遇されている」

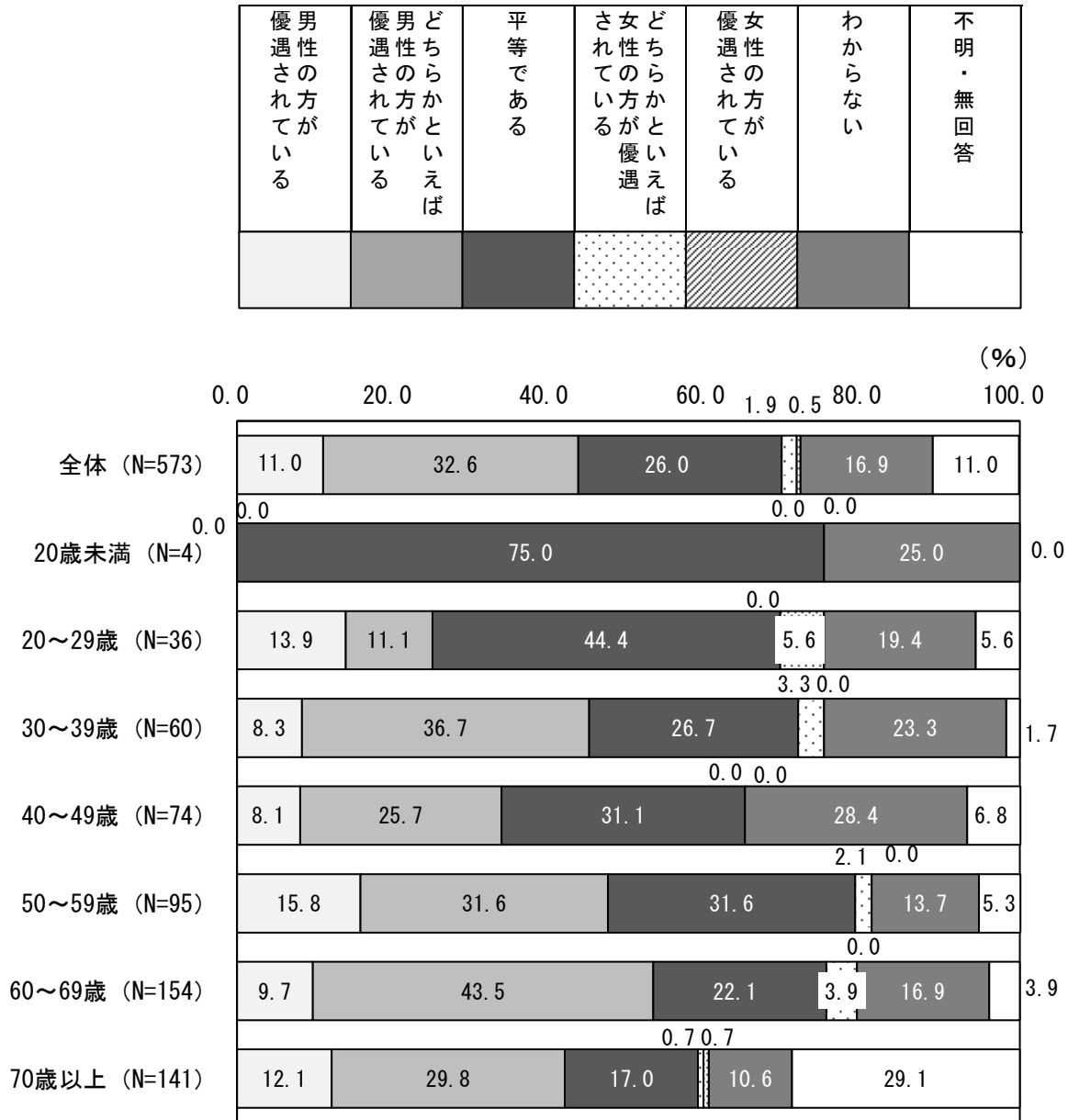
(2) 家庭における男女の地位（年代別）

家庭における男女の地位について年代別にみると、40歳代から60歳代にかけては、『男性が優遇されている』の割合が高く、50%を超えています。「20～29歳」と「20歳未満」は、「平等である」の割合が他の年代に比べて高くなっています。



(3) 地域における男女の地位（年代別）

地域における男女の地位について、年代別にみると、「60～69 歳」で『男性が優遇されている』の割合が最も高く、50%を超えています。「20～29 歳」と「20 歳未満」は、「平等である」の割合が他の年代に比べて高くなっています。



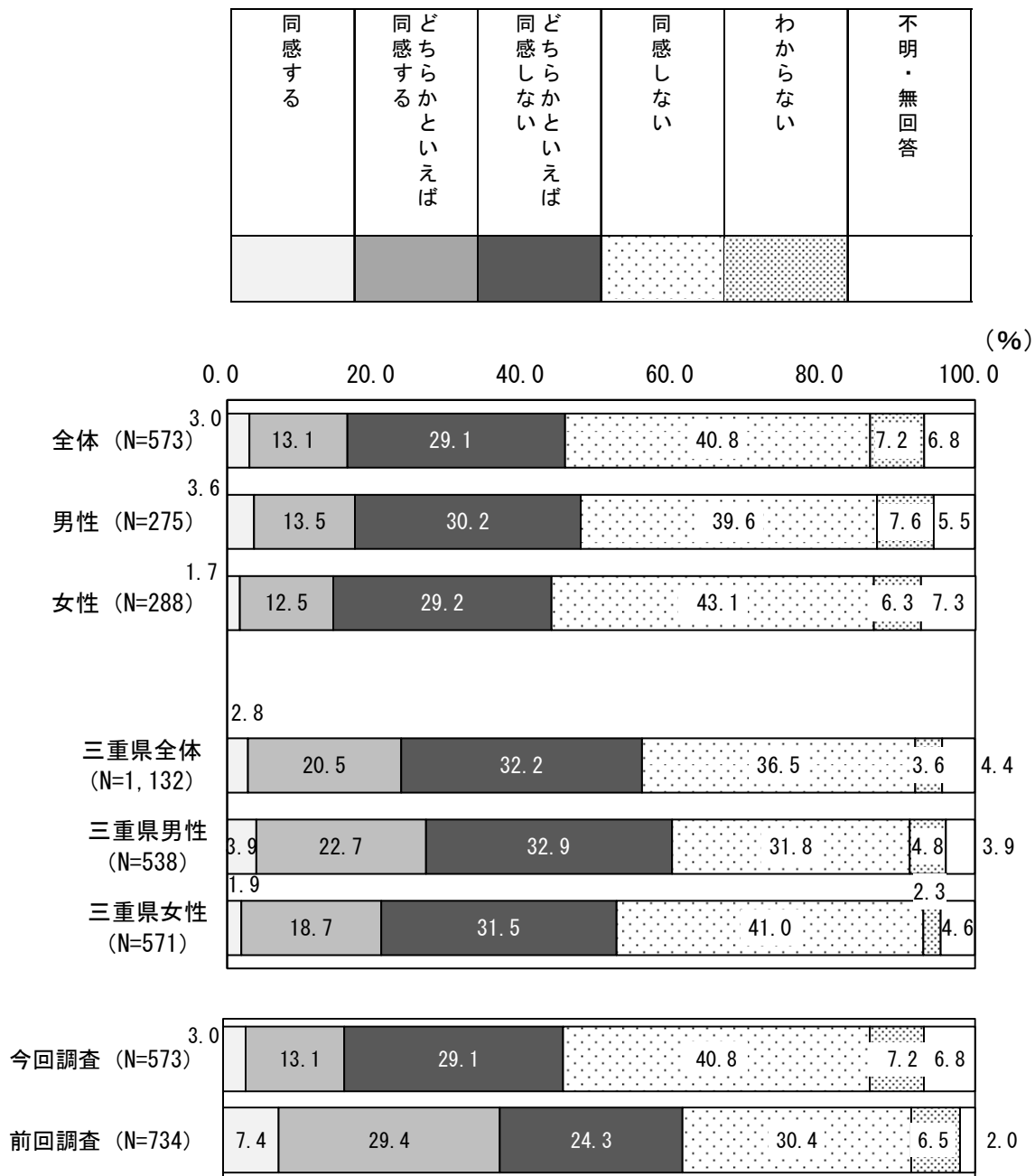
(4) 男女の役割の固定意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、『同感しない』（「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計）の割合は、69.9%となっています。特に女性は、72.3%が『同感しない』と回答しています。

三重県調査と比較すると、『同感しない』割合はやや高くなっています。

平成 23 年の前回調査と比較すると、『同感しない』割合は 15.2 ポイント上昇しています。

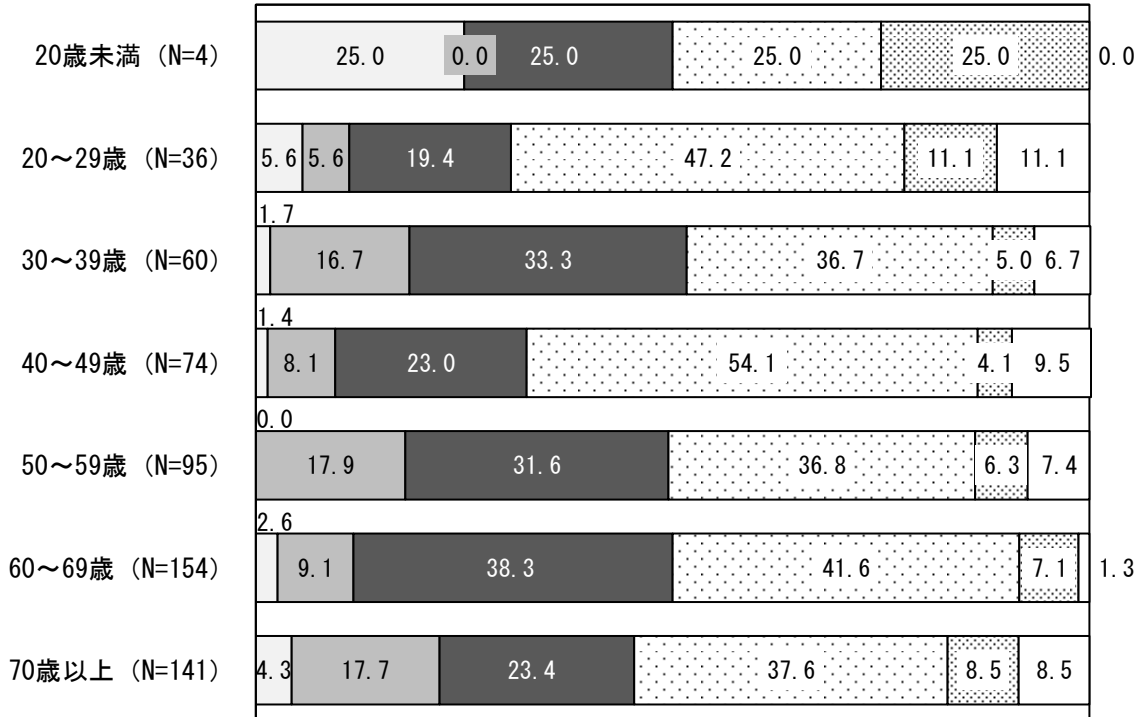
年齢別にみると、「20～29 歳」と「40～49 歳」で『同感しない』割合が他の年代に比べて高くなっています。



同感する	どちらかといえば同感する	どちらかといえば同感しない	同感しない	わからない	不明・無回答

(%)

0.0 20.0 40.0 60.0 80.0 100.0

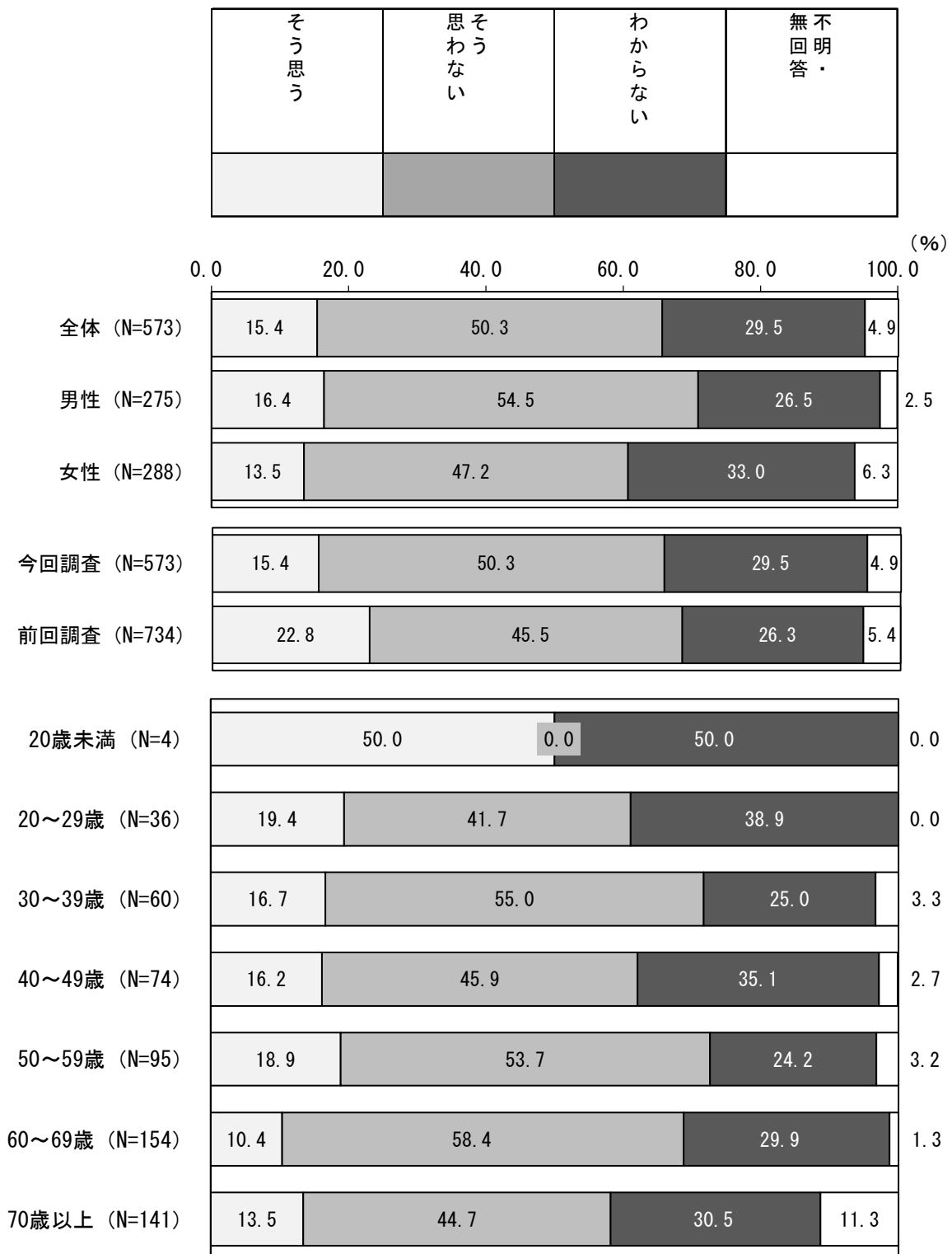


(5) 女性にとって働きやすい社会と思うか

今の社会が女性にとって働きやすい社会と思うかについて、「そう思う」、「そう思わない」ともに男性が女性よりも高くなっています。

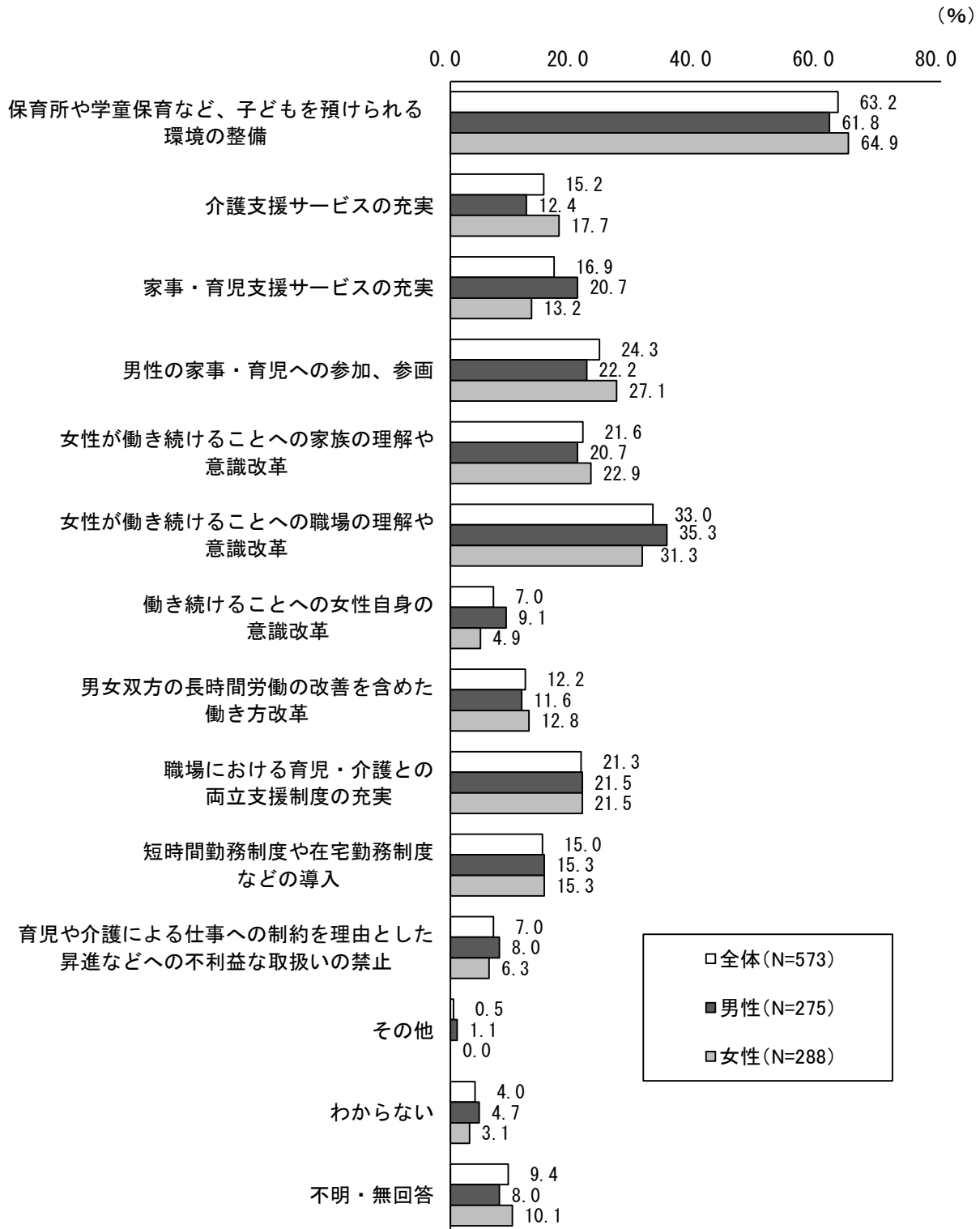
平成 23 年の前回調査と比較すると、「そう思わない」割合が上昇しています。

年齢別では、「そう思わない」割合は「60～69 歳」で最も高く、次いで「30～39 歳」で高くなっています。20 歳未満では、「そう思う」と「そう思わない」が 50%ずつとなっています。



(6) 女性が働き続けるために必要なこと

女性が出産等を理由に離職することなく同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについては、男女ともに「保育所や学童保育など、子どもを預けられる環境の整備」が最も高く、次いで「女性が働き続けることへの職場の理解や意識改革」となっています。



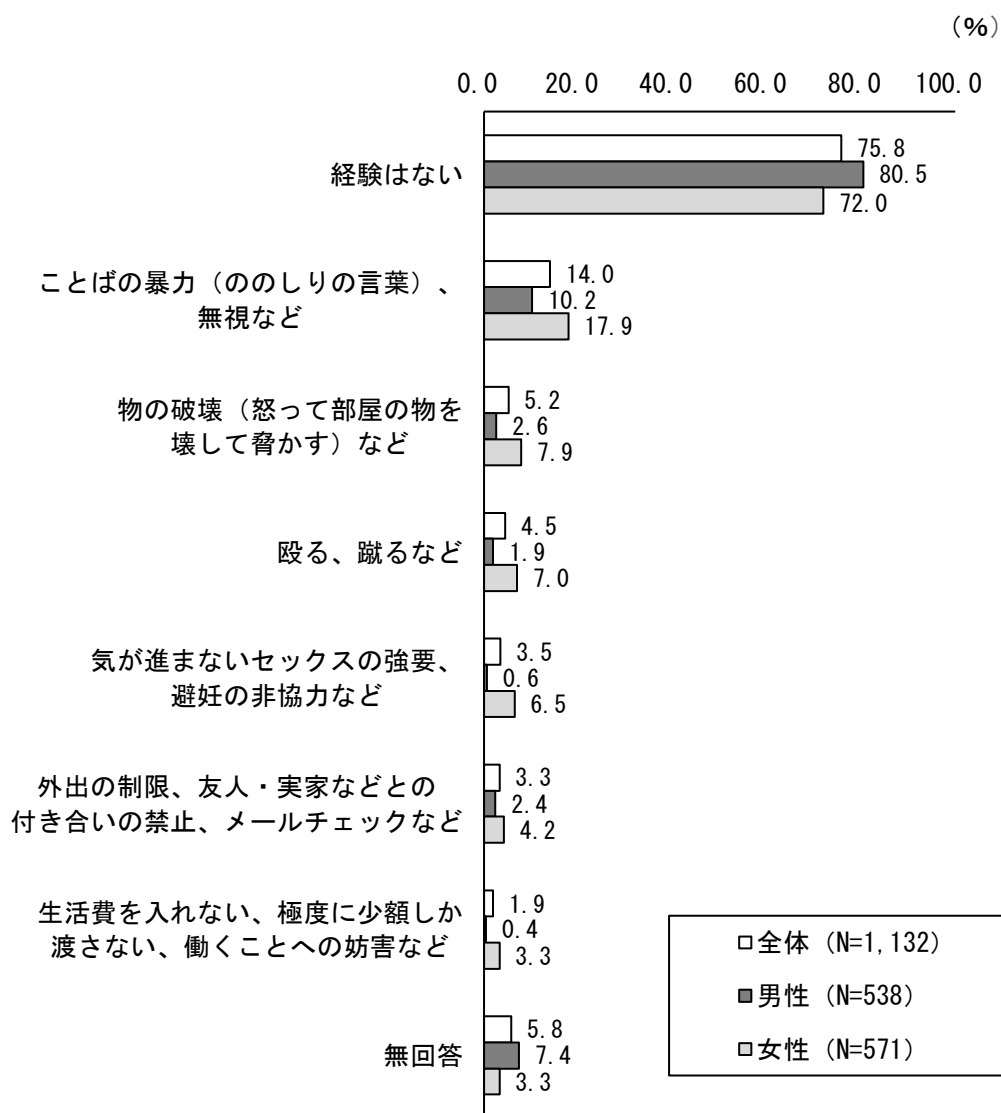
3 その他調査結果からみる現状

(1) 三重県調査（参考データ）

三重県が第3次男女共同参画基本計画策定に向けて、令和元年に実施した県民意識調査結果の内容を一部、掲載しています。

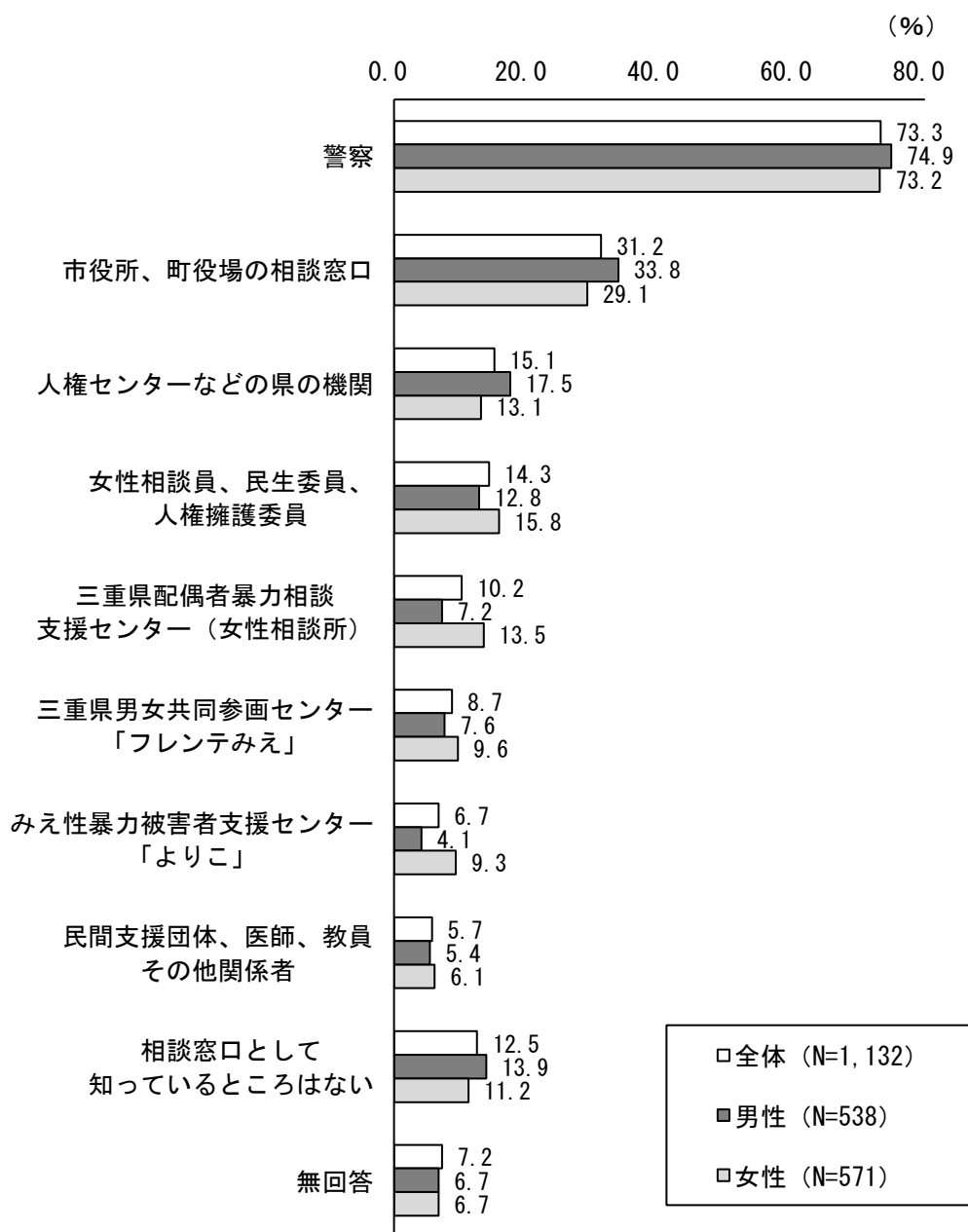
①配偶者や恋人などからの暴力（DV）の有無

配偶者や恋人などからの暴力（DV）について、男性の80.5%、女性の72.0%が「経験はない」としていますが、「ことばの暴力（ののしりの言葉）、無視など」は男性の10.2%、女性の17.9%が受けたことがあると回答しています。



②DV相談窓口の認知度

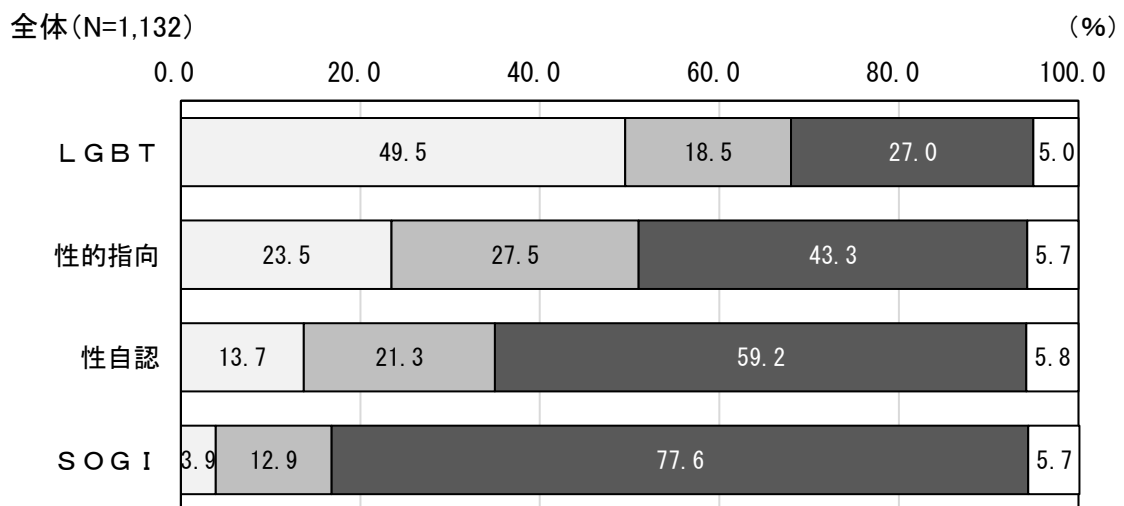
配偶者や恋人からの暴力を受けたときに相談できる機関や関係者で知っているものについては、「警察」の割合が最も高く、次いで「市役所、町役場の相談窓口」となっています。一方、男性の13.9%、女性の11.2%が「相談窓口として知っているところはない」としています。



③性の多様性に関する言葉の認知度

性の多様性に関する言葉の認知度については、「言葉も内容も知っている」割合が高いのは、「LGBT」で49.5%、次いで「性的指向」で23.5%となっています。「まったく知らない」割合で高いのは、「SOGI」で77.6%となっています。

言葉も内容も知っている	言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない	まったく知らない	無回答



※LGBT・・・性的少数者（セクシャルマイノリティ）のこと。レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシャル（女性も男性も恋愛対象とする人）、トランスジェンダー（心と身体の性が一致しないため、身体の性に違和感を持つ人の4つの言葉の頭文字をとっている）。

※性的指向・・・どのような性別の人を好きになるかということ。

※性自認・・・自分の性をどのように認識しているのかということ。心の性と身体の性が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人たちがいる。

※SOGI・・・性的指向と性自認のこと。

(2) 子ども・子育てに関する調査（参考データ）

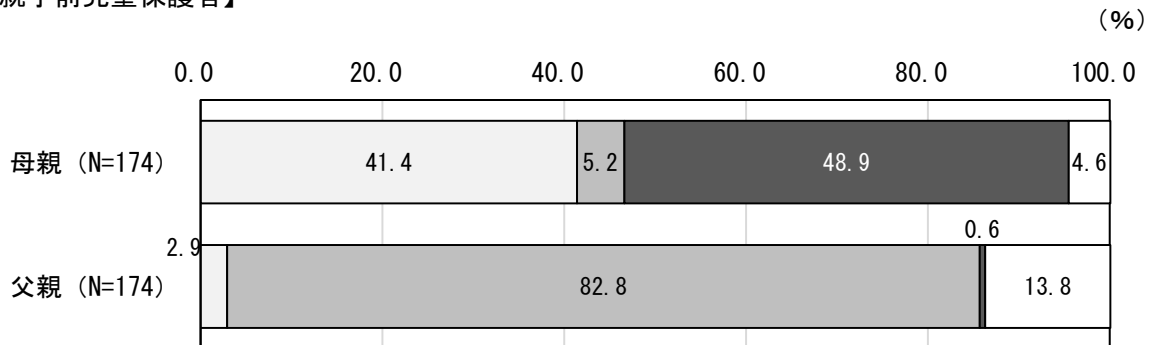
本町が「第2期度会町子ども・子育て支援事業計画」策定の資料として、平成31年3月に小学6年生までの児童のいる子育て家庭799件を対象に実施したニーズ調査結果の内容の一部を掲載しています。回収数は570件、回収率は71.3%でした。

①育児休業取得の有無

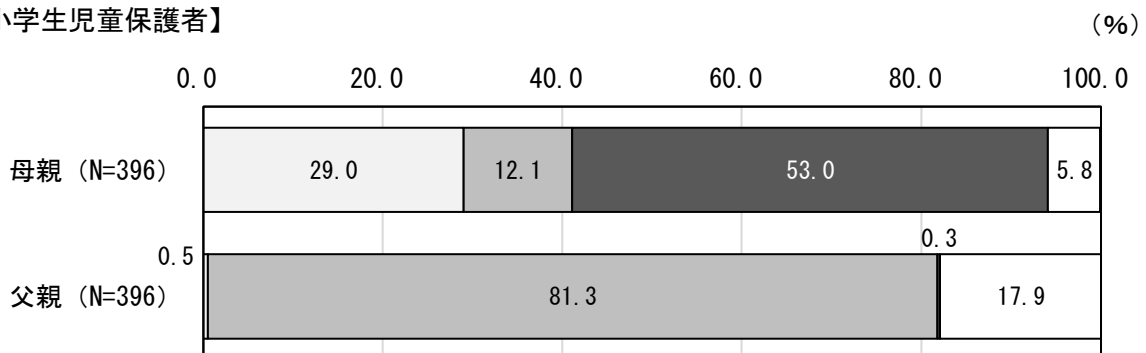
育児休業の取得については、就学前児童の母親の41.4%、小学生児童の母親の29.0%が「取得した」としています。就学前児童の父親の82.8%、小学生児童の父親の81.3%が「取得していない」としています。また、「取得した」と回答したのは、就学前児童の父親で2.9%、小学生児童の父親で0.5%と、わずかになっています。

取得した (取得中である)	取得していない	働いていなかった	不明・無回答

【就学前児童保護者】

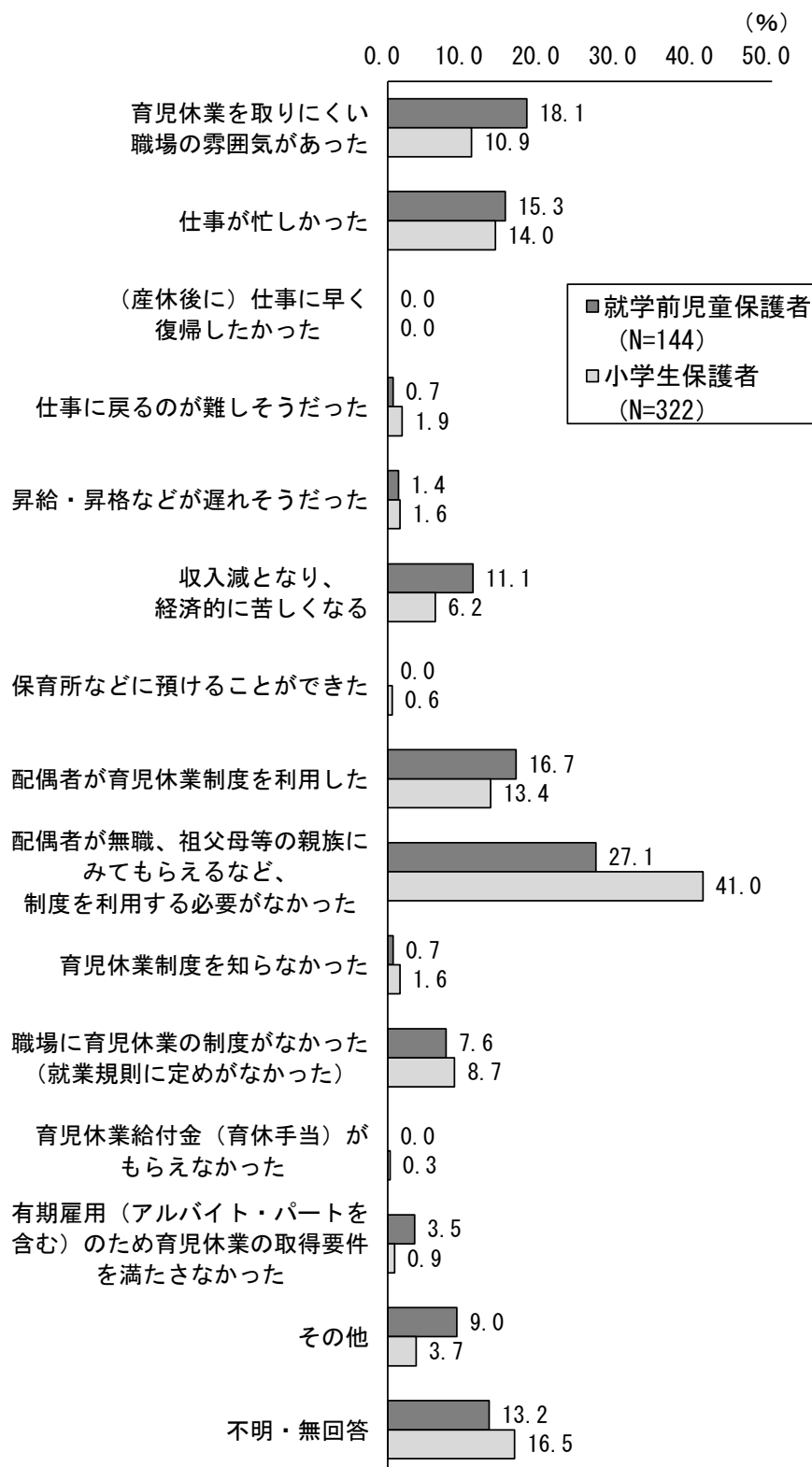


【小学生児童保護者】



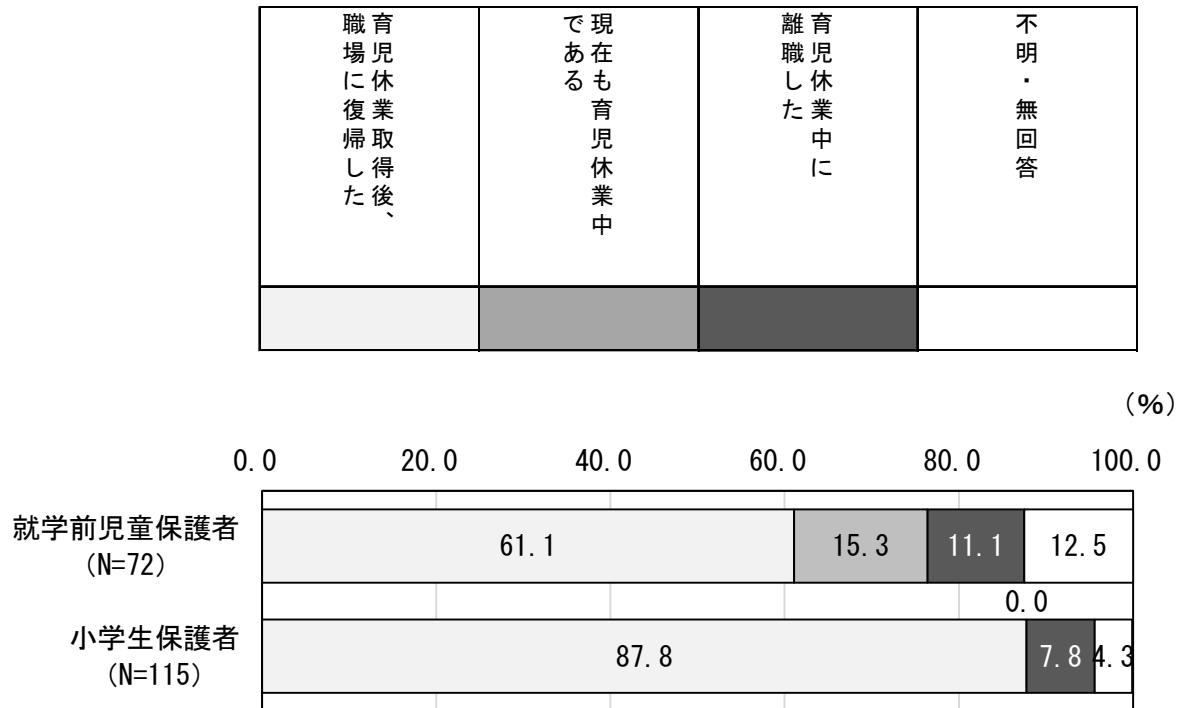
②育児休業を取得しなかった理由（父親）

育児休業を取得しなかった理由について、就学前児童、小学生児童の父親はともに、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が最も多くなっています。次いで、就学前児童の父親は「育児休業を取りにくい職場の雰囲気があった」、小学生児童の父親は「仕事が忙しかった」となっています。



③育児休業後の復職について（母親）

育児休業後の復職について、就学前児童の母親の61.1%、小学生児童の母親の87.8%が「育児休業取得後、職場に復帰した」としています。一方、「育児休業中に離職した」は、就学前児童の母親で11.1%、小学生児童の母親で7.8%となっています。

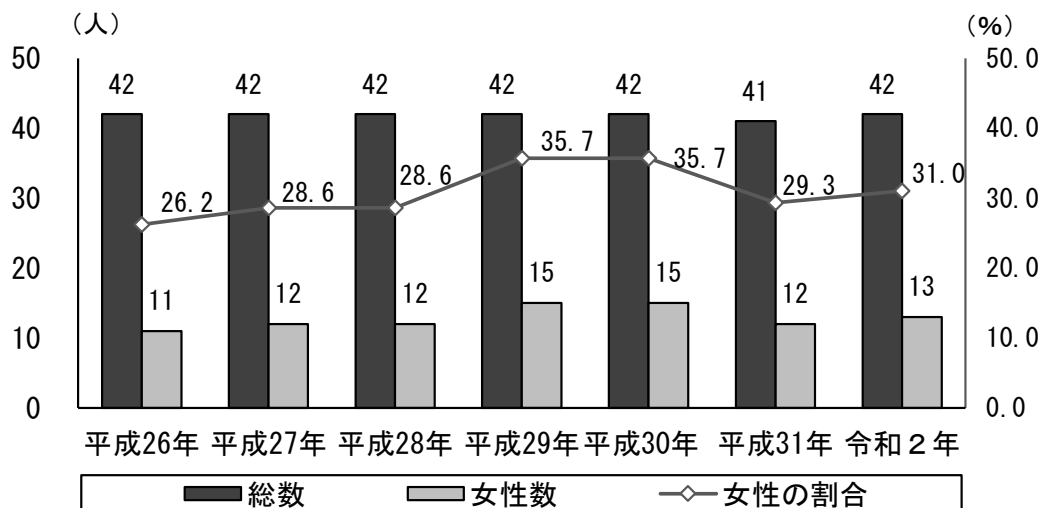


4 度会町における男女共同参画の取組状況

(1) 審議会等における女性の登用状況

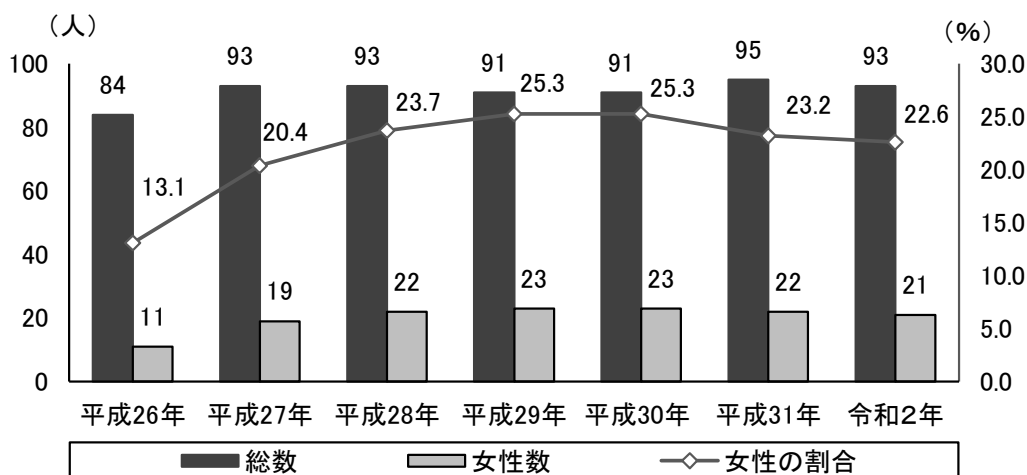
審議会等における女性の登用状況について、広域の委員等、広域でない委員等ともに、平成26年に比べると増加していますが、平成30年からはやや減少しています。

■ 広域の委員等



資料：度会町総務課（各年4月1日）

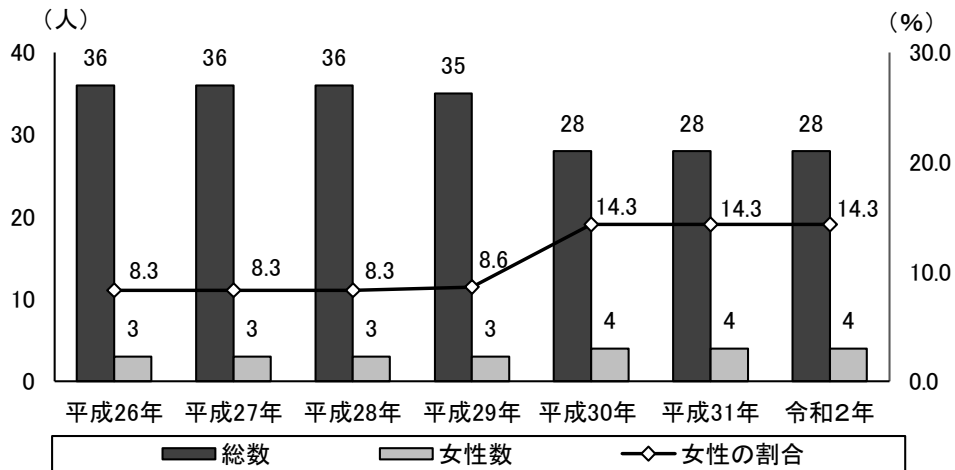
■ 広域でない委員等



資料：度会町総務課（各年4月1日）

(2) 行政委員における女性の登用状況

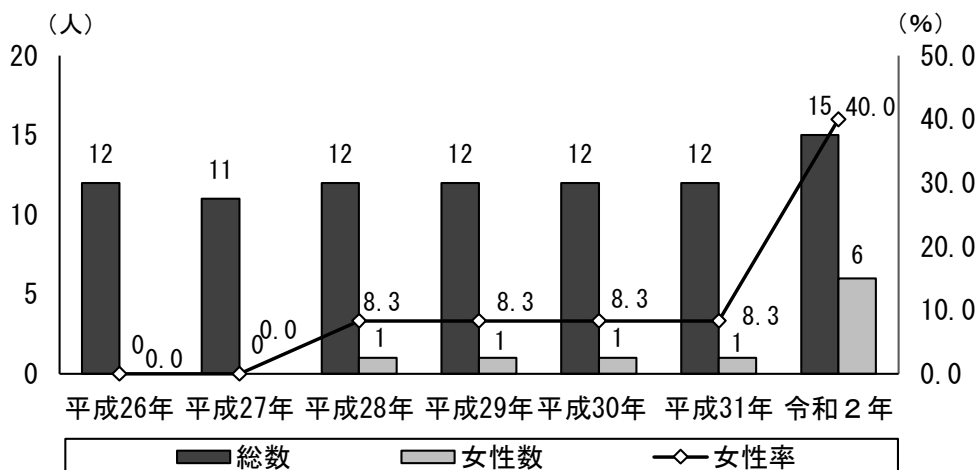
行政委員における女性の登用状況については、平成29年までは3人でしたが、平成30年以降は4人に増えています。



資料：度会町総務課（各年4月1日）

(3) 町管理職における女性の登用状況

町管理職における女性の登用状況については、平成27年までは0人でしたが、平成28年に1人となり、令和2年は6人に増加しています。

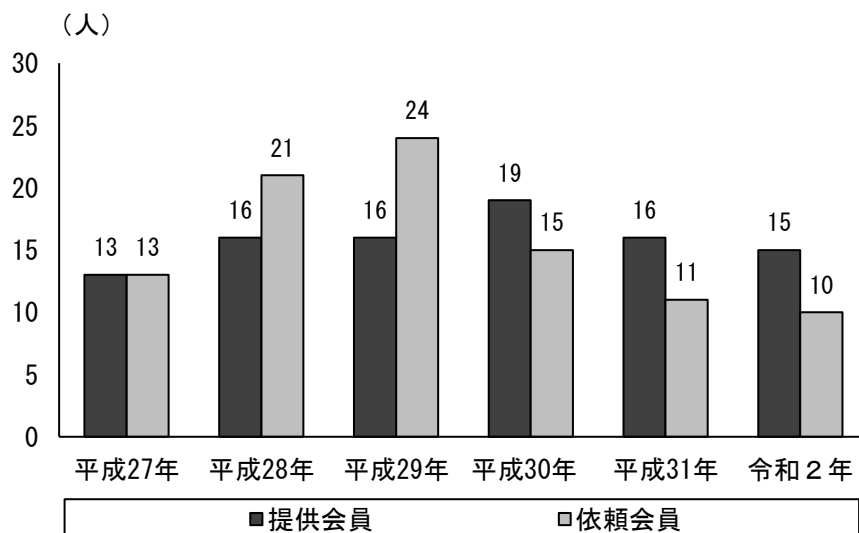


資料：度会町総務課（各年4月1日）

(4) 男女がともに働く環境整備

①ファミリーサポートセンター会員数

ファミリーサポートセンター会員数については、提供会員は平成30年まで、依頼会員は平成29年まで増加していますが、その後減少しています。



資料：度会町保健こども課

②保育所入所状況

保育所入所状況については、いずれの保育所も入所人数が定員を下回っており、待機児童はいない状況となっています。

■保育所入所状況（令和2年10月1日現在）

単位（人）

	定員	入所人数	入所人数内訳						待機児童
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
長原保育所	75	57	1	7	4	19	17	9	0
棚橋保育所	200	150	7	12	18	31	38	44	0
中之郷保育所	45	27	0	3	4	11	5	4	0

資料：度会町保健こども課

5 男女共同参画推進に向けた指標の達成状況

目標についての達成状況

A：達成できた B：計画策定時より改善できた C：変わらなかった D：悪化した

【基本目標 1 男女共同参画意識の啓発】

目標指標	計画改訂時	目標	現状	目標達成状況
男女共同参画を 意識している人の割合	54.7% (平成 23 年度)	60.0%	69.9% (令和元年度)	A
町広報紙への啓発記事 の掲載回数	1 回 (平成 24 年度)	2 回	2 回	A

【基本目標 2 女性の社会参画の促進】

目標指標	計画改訂時	目標	現状	目標達成状況
審議会等における女性 の登用率	25.3% (平成 30 年度)	27.9%	22.6% (令和 2 年度)	D
委員会等における 女性の登用率	14.3% (平成 30 年度)	17.4%	14.3% (令和 2 年度)	C
地域のなかで男女の地 位が平等になっている と思う割合	26.8% (平成 23 年度)	31.8%	26.0% (令和元年度)	C

【基本目標 3 男女がともに働くための環境整備】

目標指標	計画改訂時	目標	現状	目標達成状況
職場のなかで男女が平 等であると思う人の割 合	26.2% (平成 23 年度)	31.2%	23.6% (令和元年度)	D
女性が働きやすい状況 にあると思う人の割合	22.8% (平成 23 年度)	27.8%	15.4% (令和元年度)	D
ファミリーサポート センター会員数	34 人 (平成 30 年度)	50 人	25 人 (令和 2 年度)	D

【基本目標4 DV、セクシュアル・ハラスメント等の防止】

目標指標	計画改訂時	目標	現状	目標達成状況
DV相談窓口について 「相談窓口として知っ ているところはない」 と答える人の割合	10.9% (平成23年度)	5.9%	12.5% (令和元年度 県民調査)	D

達成状況	A	B	C	D
数	2	0	2	5

指標の達成状況については、「A：達成できた」が2、「B：計画策定時より改善できた」が0、「C：変わらなかった」が2、「D：悪化した」が5となっています。



第3章 基本的な考え方

1 基本理念

平成 27 年に国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)」が決定され、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を掲げられたことを受け、国の男女共同参画に関する取組がスピード感を持って推進されています。

そうしたなかにおいて、本町が令和元年 12 月に実施した「度会町のまちづくりに関するアンケート調査」では、家庭や地域、職場等において男性が優遇されていると感じる割合が高く、固定的な性別役割分担意識も根強く残っていることが伺えるなど、男女共同参画社会の実現におお、多くの課題があります。

人口減少社会の本格化、人生 100 年時代の到来に向けて、私たちの価値観やライフスタイルは少しずつ変化してきています。また、令和 2 年 1 月以降、全国的に感染が拡大した新型コロナウイルスによっても、私たちの働き方や暮らし方は変化を余儀なくされています。そうしたなかにあっても、男女がともに生き生きと働き、ともに豊かに暮らすことができる社会を創出することは変わらない願いです。私たちがめざす社会は、一人ひとりが性別に関係なく「ひと」としてすべてにおいて尊重され、互いの個性や能力を認め合いながら、あらゆる分野に自らの意思で参画し、ともに歩いていける社会です。その社会を実現するためには、課題や現状を把握し、男女共同参画社会および女性が活躍する社会をめざした取組を進めることが必要です。

そこで、本町における男女共同参画推進の基本理念については、第 1 期計画を継承し、次のとおりとします。

【基本理念】

男女がともに支えあう 輝くまち わたらい

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて個別の行動指針を示すため、「第7次度会町総合計画」の基本目標2の「2-7男女共同参画の推進」における3つの施策項目を、本計画の基本目標として設定します。

基本目標1 男女共同参画意識の啓発

- 庁内各課や関係機関・団体との連携のもと、住民の意識啓発や情報提供に向けた体制の充実を図ります。
- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」との連携のもと、様々な機会を通じて男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

基本目標2 多様な性が認められ、活躍できる地域・社会づくり

- まちづくりの様々な場面において女性の意見が反映されるよう、行政における女性の登用や各種審議会などにおける女性の参画の促進を図ります。
- 関係部署や関係機関などと連携し、女性グループの活動支援を行うとともに、リーダー養成のための研修機会の充実や女性のチャレンジ支援、能力開発支援に取り組みます。
- 性的マイノリティにも配慮した行政サービスを提供するため、事務事業の見直しを行い、必要に応じて改善策について検討していきます。

基本目標3 性別を問わず働きやすい環境づくり

- ハローワークなどとの連携のもと、雇用における男女平等の確保と職場での女性差別解消について、事業所などへの働きかけを行います。
- 子育て支援や育児・介護休業制度の普及、男性の育児参加の促進など、ワーク・ライフ・バランスが確立できる環境づくりを進めていきます。



第4章 施策の内容

基本目標 1 男女共同参画意識の啓発

(1) 男女共同参画の意識づくり

性別による固定化した役割分担意識を解消し、男女共同参画社会の実現をめざすため、男女共同参画についての様々な学習機会の提供や多様なメディアを活用した広報・啓発活動を推進します。

また、家庭生活や社会生活において、それぞれの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できるように、住民意識の高揚に努めます。

①住民・地域への普及活動の充実

【関係団体の連携強化】

施策内容	主な担当課・室
◇男女共同参画社会づくりのため、関係諸団体と連携した全町を挙げた運動の展開	関係各課
◇男女共同参画に貢献した個人・団体に対する支援・連携	関係各課
◇行政や団体・企業等を対象としたセミナーの実施	総務課、産業振興課

【男女共同参画意識の啓発】

施策内容	主な担当課・室
◇家庭、地域、職場の様々な場所における固定的な性別役割分担や慣習、慣行を見直すため、広報等による啓発活動の実施	総務課 みらい安心課
◇固定的な性別役割分担意識をはじめとする住民意識の定期的な調査の実施	総務課

【自主的な男女共同参画のための住民意識の高揚】

施策内容	主な担当課・室
◇すべての住民が男女の差別意識をなくし、男女がともに平等意識を持った積極的な行動の推進	関係各課
◇男女共同参画に対する世代間格差の解消	関係各課

②職場への意識啓発の働きかけ

【職場における男女共同参画教育の推進】

施策内容	主な担当課・室
◇町職員の意識改革の推進	総務課
◇事業所等における男女の差別をなくし、一人ひとりの能力に対する正当な評価の促進	総務課
◇男女共同参画の視点に基づく職場慣行および事業体系の改善に向けた意識啓発	総務課
◇職場における男女共同参画についての研修および意識の啓発	総務課
◇セクシュアル・ハラスメントの防止に関する研修および相談体制の整備	総務課

③メディアによる啓発活動

【多様なメディアを活用した広報・啓発活動の推進】

施策内容	主な担当課・室
◇活字、映像、インターネットをはじめとした様々なメディアの活用による、男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	総務課 みらい安心課

(2) 男女共同参画の視点にたった教育・学習の推進

学校をはじめ、職場・地域などのあらゆる分野において、男女共同参画の視点にたった教育・学習を推進します。また、男女が性別にかかわらず、様々な将来ビジョンを描ける教育の充実に努めます。

①学校等における男女共同参画の教育の推進

【学校等における男女共同参画教育の推進】

施策内容	主な担当課・室
◇小・中学校における男女共同参画や男女の相互理解、協力のための教育の推進	教育委員会事務局
◇保育所における男女共同参画意識の基礎づくりの推進	保健こども課
◇教師等、学校教育関係者の研修の充実	教育委員会事務局

②生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実

【男女共同参画に関する学習機会・情報の提供】

施策内容	主な担当課・室
◇地域活動に根ざした学習の奨励、各種講座の充実	関係各課
◇人材育成を目的とした研修教育機会の充実	関係各課
◇町の図書室における男女共同参画関連書籍の充実および情報の収集	教育委員会事務局 保健こども課
◇広報紙、ホームページ等を使った住民への情報提供	関係各課
◇男女共同参画の視点に基づいた生涯学習事業の推進	教育委員会事務局
◇男女共同参画や人としての思いやり、助け合いを学ぶため、子育て支援施設、障がい者支援施設、老人介護施設等での体験学習機会の提供	長寿福祉課 保健こども課

基本目標 2 多様な性が認められ、活躍できる地域・社会づくり

(1) 意思決定の場における男女共同参画の推進

様々な施策を決定する場へ男女の意見をバランス良く反映していくため、公的な意思決定部門における男女の対等な参画に向けた取組を推進するとともに、企業・事業所や各種団体、地域社会における方針決定の場へ男女が対等に参画できるよう、啓発や働きかけを行います。

また、あらゆる場の意思決定部門への女性参画が進むよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）への理解を深めていきます。

近年の大規模災害を契機に、防災や災害時での対応についての様々な課題が指摘されています。災害時に女性への配慮が行われるよう、また、防災や災害対策に女性の意見が反映できるよう、男女共同参画を推進します。

①町の審議会、委員会等への女性登用

【審議会への女性の登用推進】

施策内容	主な担当課・室
◇審議会、委員会への女性登用率の向上	関係各課

【女性登用に向けた人材確保】

施策内容	主な担当課・室
◇政治の場への女性参画についての啓発の実施	関係各課
◇政策決定の場への女性登用に向けた人材の養成	関係各課

②町の女性職員の管理職への登用促進

【管理職への女性登用】

施策内容	主な担当課・室
◇政策・方針決定の場への女性参画の推進を目的とした能力向上のための学習、研修機会の充実	総務課

③事業所や各種団体等の方針決定の場への女性参画促進

【地域社会における男女共同参画への取組促進】

施策内容	主な担当課・室
◇地域の方針決定の場への女性の参画促進	総務課
◇女性の地域リーダーの養成、女性指導者の拡充	総務課
◇企業、各種団体の管理職への女性登用の促進	総務課

④防災の分野での男女共同参画

【防災活動への女性の意見の活用】

施策内容	主な担当課・室
◇町や地域の防災活動への女性の意見の反映	みらい安心課
◇女性に配慮した防災対策・避難所の設置等	みらい安心課
◇防災組織等への女性の参画推進	みらい安心課

⑤積極的改善措置の取組と女性のチャレンジ支援

【あらゆる場における積極的改善措置の採用に向けた普及啓発】

施策内容	主な担当課・室
◇組織、企業・事業所等において数値目標を定め、目標実現に向けて取り組む等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及啓発	総務課 産業振興課

⑥男女共同参画に関する相談・苦情への対応

【男女共同参画に向けた相談体制の確立】

施策内容	主な担当課・室
◇住民に対する相談体制の充実	関係各課

(2) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

価値感やライフスタイルが多様化するなか、家族形態や国籍、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりが求められています。経済的に困窮する子育て家庭の多くがひとり親家庭とされており、特に女性が経済的・精神的にも厳しい状況に置かれることが課題とされています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済や生活への影響も懸念されています。

また、性的指向・性自認が多様であることは珍しくはなく、身近にいることが少しずつですが、認識されてきています。三重県では、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」が令和3年3月に制定され、LGBTへの理解の促進が求められています。

こうしたことを踏まえ、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

① 困難を抱える男女への支援

【ひとり親家庭等への支援】

施策内容	主な担当課・室
◇ひとり親家庭の経済的負担軽減	保健こども課

【外国籍の女性への支援】

施策内容	主な担当課・室
◇外国籍の女性に対する生活サポート	関係各課

② 性的マイノリティへの理解の促進

【LGBT等への理解の促進】

施策内容	主な担当課・室
◇性的マイノリティについての啓発推進	総務課
◇LGBTに配慮した公共施設の運営等	総務課
◇学校や様々な場でのLGBTへの配慮および配慮についての啓発の実施	関係各課

(3) あらゆる人権の尊重

配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者からの身体的、精神的等の様々な暴力（ドメスティック・バイオレンス）のない家庭・社会づくりのための意識啓発を進めるとともに、被害を受けた人への相談・援助体制の充実に努めます。

また、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントを防止できるよう、周知・啓発を行います。

①ドメスティック・バイオレンスへの対策

【ドメスティック・バイオレンス等の根絶】

施策内容	主な担当課・室
◇どのような行為がDVにあたるかの周知・啓発の推進	総務課
◇「DV防止法」の周知を図るとともに保健、医療、福祉、警察等関係機関との連携による相談・援助体制の強化	総務課、みらい安心課 長寿福祉課、保健こども課
◇女性をはじめ、子どもや高齢者、障がい者等に対する精神的、身体的暴力をなくすための各種啓発活動の推進	総務課、長寿福祉課 保健こども課 教育委員会事務局

②各種ハラスメント等への対策

【各種ハラスメント防止のための普及啓発】

施策内容	主な担当課・室
◇各種ハラスメント防止に向けたセミナーの開催	総務課
◇各種ハラスメント防止のための普及啓発資料の提供	総務課
◇各種ハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務についての啓発促進	総務課

基本目標3 性別を問わず働きやすい環境づくり

(1) 就労における男女共同参画の推進

男女が性別にかかわらず、職業上の責任と育児や介護といった家庭的責任とを両立することができるよう、雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

また、男女が個性と能力に応じた様々な働き方ができるよう、就労環境の整備や能力の開発を図るとともに、男女の対等なパートナーシップの確立を推進します。

①雇用の分野における環境の整備

【雇用の分野における男女の均等な機会の確保】

施策内容	主な担当課・室
◇「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の周知徹底	総務課
◇働く女性および働く意欲のある女性への情報提供、啓発の推進	総務課

【男女が平等に働ける職場組織の確立】

施策内容	主な担当課・室
◇職場における男女による固定的職種意識の見直し	総務課

②多様な就労形態を選択可能にする労働環境の整備

【多様な就業形態における労働条件の向上】

施策内容	主な担当課・室
◇パートタイム就労に関する法令周知	総務課
◇家内労働者や家族従業員の就業条件の向上に向けた「家内労働法」の周知	総務課
◇ワーク・ライフ・バランスの必要性についての啓発と取組の推進	総務課、産業振興課

【職業生活と家庭生活の両立のための育児、介護の環境整備】

施策内容	主な担当課・室
◇「育児・介護休業法」の普及定着に向けての企業・事業所等への周知	長寿福祉課、産業振興課 保健こども課
◇子育てサービスおよび介護サービスの推進	長寿福祉課、保健こども課
◇家庭生活における育児、介護等の社会的責任意識の普及啓発	長寿福祉課、保健こども課

③様々な職業において働きやすい環境づくり

【様々な職業における男女共同参画の推進】

施策内容	主な担当課・室
◇農業の分野での男女共同参画の推進	産業振興課
◇女性の職業分野への男性の参画	総務課、産業振興課

④男女共同参画の視点にたった職業能力開発、起業家等に対する支援

【職業能力の開発と起業家支援の促進】

施策内容	主な担当課・室
◇女性の経済的自立を視野に入れた職業選択と生涯にわたる生活設計をめざす各種講座の推進	総務課、産業振興課
◇女性起業家への支援対策の推進	総務課、産業振興課

(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進

家族を構成する男女がともに子育て、介護等の家族的責任を果たすことができるよう、意識の啓発を図るとともに、それぞれのライフスタイルに伴う多様なニーズに的確に対応できるしくみづくりと支援体制の充実に努めます。

①家庭生活における男女共同参画

【家庭における男女共同参画の啓発の推進】

施策内容	主な担当課・室
◇家庭における男女共同参画についての啓発	総務課、長寿福祉課 保健こども課
◇男女共同参画の視点にたった家事、育児、介護を促進するための各種講習会の開催	総務課、長寿福祉課 保健こども課

【男性に対する支援】

施策内容	主な担当課・室
◇男性を対象にした料理教室の開催など家事・育児に対する男性の参画を支援	総務課 保健こども課
◇男性が育児や介護を学ぶ講座の開催	総務課、長寿福祉課

②地域社会における男女共同参画

【地域における男女共同参画の啓発の推進】

施策内容	主な担当課・室
◇地域社会における男女の相互理解を深めるための交流活動、学習機会の充実	総務課

③家庭・地域生活と仕事の両立支援

【子育てや介護の社会化の推進】

施策内容	主な担当課・室
◇子育てや介護を家庭だけでなく地域で支えるための意識づくり、社会全体で支える体制づくりの推進	保健こども課 長寿福祉課

【子育て支援の充実】

施策内容	主な担当課・室
◇育児の相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業の充実	保健こども課
◇子育て支援サービスの提供体制の整備	保健こども課
◇子育てに関する相談機能の充実	保健こども課
◇気軽に利用できる子育て支援施設の充実	保健こども課

【介護支援の充実】

施策内容	主な担当課・室
◇介護保険サービスと連携した多様な介護支援体制の充実	長寿福祉課
◇介護に関する相談機能の充実	長寿福祉課
◇介護援助について男女それぞれの能力を十分発揮できる体制づくりの推進	長寿福祉課

【育児・介護休業制度の普及促進】

施策内容	主な担当課・室
◇育児休業制度、介護休業制度の普及に向けた事業者、労働者への啓発	総務課、産業振興課
◇育児休業・介護休業を取得した労働者への円滑な職場復帰のための環境づくりの促進	総務課、産業振興課

(3) 生涯にわたる心身の健康と生活支援

すべての男女が安全かつ快適に住み慣れた地域で生活できるよう、身近な人の支援を受けながら健康の管理および保持・増進ができるしくみづくりに努めます。また、妊娠・出産という女性特有のライフステージに応じた健康づくりを支援します。

①生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

【生涯健康づくりの支援・相談体制の充実】

施策内容	主な担当課・室
◇健康づくりのための専門的な支援	保健こども課
◇生活習慣病を予防するための食生活習慣、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活に関する支援や啓発	保健こども課
◇HIV/AIDS、性感染症、薬物乱用等、健康を脅かす問題についての正しい知識の普及啓発および学習機会の充実	保健こども課
◇生活上の諸問題について、身体だけでなく心の健康を確保するための相談窓口やカウンセリング機能の充実、各種講座の充実	関係各課

【保健医療対策の充実】

施策内容	主な担当課・室
◇医療機関との連携強化による地域医療の充実	保健こども課
◇乳幼児から高齢者に至るまでの生涯を通じた健康診査、的確な情報提供や保健指導、相談体制の充実	保健こども課 長寿福祉課

②妊娠・出産期の健康支援

【妊娠・出産期の健康支援】

施策内容	主な担当課・室
◇女性特有の健康問題および性差に応じた的確な医療や正しい知識の啓発	保健こども課
◇出産前後の母子の健康を守る周産期医療との連携機能の強化	保健こども課
◇妊娠・出産についての女性の意思の尊重	保健こども課



第5章 目標指標

1 目標指標

基本目標ごとの男女共同参画に関する施策を推進していくことで達成をめざす目標値を以下のとおり設定します。

なお、目標の達成状況を判定する目標年度は、原則、本計画の計画期間の最終年度である令和7年度とします。

【基本目標1 男女共同参画意識の啓発】

目標指針	現状	目標	(参考・前回目標)
男女共同参画を 意識している人の割合	69.9% (令和元年度)	75.0%	60.0%
町広報誌への啓発記事の 掲載回数	2回	3回	2回
他部署、他団体と 連携した取組	0件 (令和2年度)	2件	—

【基本目標2 多様な性が認められ、活躍できる地域・社会づくり】

目標指針	現状	目標	(参考・前回目標)
審議会等における 女性の登用率	22.6% (令和2年度)	27.1%	27.9%
委員会等における 女性の登用率	14.3% (令和2年度)	17.2%	17.4%
地域のなかで男女の地位 が平等になっていると思 う割合	26.0% (令和元年度)	31.2%	31.8%
町内商工業者に占める女 性事業者の割合	11.4% (令和2年度)	13.7%	—
DVについての 啓発回数	0件 (令和2年度)	2件	—

【基本目標3 性別を問わず働きやすい環境づくり】

目標指針	現状	目標	参考（前回目標）
職場のなかで男女が平等であると思う人の割合	23.6% （令和元年度）	35.4%	31.2%
女性が働きやすい状況にあると思う人の割合	15.4% （令和元年度）	23.1%	27.8%
ファミリーサポートセンター会員数	25人 （令和2年度）	50人	50人



第6章 計画の推進

1 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

- 男女共同参画施策の進捗状況に対して状況整理と評価を行うものとします。

2 計画の進め方

(1) 国、県、他市町および関係機関との連携

- 国および県の事業等への参加や、他市町との男女共同参画行政の情報交換等を積極的に行い、町の男女共同参画に関する施策を推進していきます。

(2) 男女共同参画に対する相談・苦情への対応

- 町が実施する男女共同参画に関する施策や、男女共同参画の推進に妨げとなる事柄に対する相談や苦情について、県や関連機関等と連携しながら適切に対応していきます。
- 男女共同参画に関連する様々な相談に応じる体制や機能について、県や関連機関等と連携しながら充実を図っていきます。



資料編

1 用語解説

M字カーブ
日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。なお、国際的にみると、台形型に近くなっている国が多い。
LGBT
性的少数者（セクシャルマイノリティ）のこと。レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシャル（女性も男性も恋愛対象とする人）、トランスジェンダー（心と身体の性が一致しないため、身体の性に違和感を持つ人の4つの言葉の頭文字をとっている）。
合計特殊出生率
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を推計したもの。
ジェンダー
「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
性自認
自分の性別をどう認識するかということ。
性的指向
人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
セクシュアル・ハラスメント
性的いやがらせ。相手の意に反した性的な発言や行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談やからかいなど、様々なものが含まれる。男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために事業主の雇用管理上の配慮義務が課せられている。女性に対してだけでなく、男性や同性に対するセクシュアル・ハラスメントも含めた対策を講じることが義務化されている。
SOGI
性的指向（sexual orientation）と性自認（gender identity）の頭文字をとった略称である。この表現は、特定の性的指向や性自認の人のみを対象とする表現ではない。
ダイバーシティ
「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

<p>ドメスティック・バイオレンス（DV）</p>
<p>一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にあるまたは、あった者からの暴力をいう。「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」では「配偶者からの身体に対する暴力またはこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力を含む。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、またはその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むもの」としており、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むもの」と定義されている。</p>
<p>ファミリーサポートセンター</p>
<p>仕事と育児の両立と地域の子育てを支援するため、育児サービスを受けたい「依頼会員」と育児サービスを提供できる「援助会員」の双方を募り、有償で助け合うシステム。保育所への子どもの送迎、保育所の開始前や終了後に子どもを預かってもらえるなどのサービスが受けられる。</p>
<p>ポジティブ・アクション</p>
<p>積極的改善措置。男女共同参画社会基本法第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されている。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス</p>
<p>老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要である。</p>

2 度会町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画として、度会町男女共同参画基本計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を策定するため、度会町男女共同参画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の推進に必要な事項に関すること。

(委員の構成)

第3条 委員会の委員は8名以内とし、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内各種委員会等委員経験者
- (2) 町内関係機関に所属する者
- (3) 町内関係団体に所属する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者。

(組織)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から男女共同参画基本計画の策定が完了するまでとする。

(服務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、最初に開催される会議は、町長が招集する。

- 2 出席委員が過半数に満たないときは開議しない。
- 3 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見および説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月13日から施行する。

3 策定経過

日 時	内 容 等
令和元年12月1日～ 令和元年12月13日	度会町のまちづくりに関するアンケート調査
令和2年11月26日	第1回度会町男女共同参画基本計画策定委員会 ・委員委嘱 ・委員長選任 ・度会町男女共同参画基本計画策定について
令和3年1月28日	第2回度会町男女共同参画基本計画策定委員会 ・度会町男女共同参画基本計画（素案）について
令和3年2月15日～ 令和3年3月2日	パブリック・コメントの実施
令和3年3月11日	第3回度会町男女共同参画基本計画策定委員会 ・パブリック・コメント結果について ・度会町男女共同参画基本計画案について

4 委員名簿

	所属団体等	氏 名	備 考
委員	農業委員	福井 喜美子	
委員	食生活改善推進員 子育てボランティア	陰地 盛希	
委員	度会広域連合	南 和美	
委員	度会小学校 PTA	谷口 知美	母親代表
委員	町議会議員	大西 徹	
委員	度会町商工会青年部	中村 友樹	青年部長

第2次 度会町男女共同参画基本計画

令和3年3月

発行・編集 度会町総務課

〒516-2195

三重県度会郡度会町棚橋1215番地1

電話 0596-62-1111

ファックス 0596-62-1647

<https://www.town.watarai.lg.jp>